

# 厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
厚労02	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を令和6年4月以降速やかに確保する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから「速やかに確保する」こととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和5年度から8年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから年度ごとの予測は記載していない。</p> <p>② ご指摘の点について追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 新型インフル等の流行初期のみ措置される制度であり、平時には減収が発生しないことや、制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから現時点での減収額を予測していない。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から8年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果（令和6年度から8年度まで）について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和6年度から運用される都道府県ごとの医療計画において、新興感染症への医療提供に関する具体的な方針が定まっていることから、令和6年度中に達成されることを見込んでいる。</p> <p>② ご指摘の点も踏まえてフォローアップを行っていく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「令和6年度から運用される都道府県ごとの医療計画において、新興感染症への医療提供に関する具体的な方針が定まっていることから、令和6年度中に達成されることを見込んでいる」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「ご指摘の点も踏まえてフォローアップを行っていく」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)(地方税1) ②: 上記以外の税目 所得税:外、消費税:外、印紙税:外、相続税:外、贈与税:外、固定資産税:外、不動産所得税:外、都市計画税:外、特別土地保有税:外、地方消費税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 －  《要望の内容》 今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)において、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置(以下「流行初期医療確保措置」という。)を規定した。 流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料(保険者の負担)と公費によって賄われていることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に取り扱うことを要望し、事業税の非課税措置を要望する。  《関係条項》 －
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	令和6年4月1日以降令和9年3月31日まで
7	創設年度及び改正経緯	－
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明ら

		かでない当該感染症まん延時等の初期段階(以下「感染症の流行初期」という。)において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持する。 《政策目的の根拠》 感染症法第36条の9、第36条の10
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること  施策目標1-1:地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持する。 具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を令和6年4月以降速やかに確保する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭する。
10	有効性等	①: 適用数 約2,000件(※) (※)感染症の流行初期において、 ・ 入院医療を行う施設数について、例えば新型コロナウイルス感染症対応において総病床数400床以上の重点医療機関が約500機関だったこと、 ・ 発熱外来を行う施設数は、例えば新型コロナウイルス感染症対応において新型コロナウイルス感染症患者が入院可能な診療・検査医療機関が約1,500機関だったことを踏まえた推計値としている。
	②: 適用額	－
	③: 減収額	－

④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》		
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(A)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大
	達成目標の達成状況(A/約 1.5 万床)	100%	100%
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(B)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大
	達成目標の達成状況(B/約 3.3 万箇所)	100%	100%
	<b>【算定根拠】</b> 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)		
	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》		
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(C)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大	
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合(C/A)	100%	100%	
区分 \ 年度	令和6	令和7以降	
新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(D)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大	
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合(D/B)	100%	100%	

		<b>【算定根拠】</b> 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)
	⑤: 税込減を是認する理由等	平時に税込減は発生しないが、感染症の流行初期に患者の入院等を行う医療機関について、流行初期医療確保措置による収入の事業税の非課税措置を講じることで、当該医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持することは、国民に広く効果が及ぶものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性
		流行初期医療確保措置による収入について、事業税を非課税とすることにより、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで地域における医療提供体制を維持することが期待される。 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずべきもののうち、 ・都道府県は病床の確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材の派遣、感染症疑い患者の受入病床の確保等に要する費用を支弁しなければならず、 ・国と都道府県は、施設及び設備整備事業に要する費用について補助を行うことができることとされている。 これらは発生した費用に対する補助であり、今般の流行初期医療確保措置による収入とは性質が異なっている。 このような支援を組み合わせながら地域における医療提供体制を維持していく。 流行初期医療確保措置は都道府県知事が医療機関に対して支給することとされており、財源は国が3/4、都道府県が1/4を負担する。その他の財政支援も上記のとおり国と都道府県で行うこととなる。そのため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人事業税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、財政基盤の充実を図ることにより、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること。以下同じ。）は、政策目的（生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）員外利用の見直し及び拡充を行うことで、生協が地域共生社会の一員として地域の実情や課題に対応した事業を行うこと。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに把握されていない。 ② 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 過去に、電気事業の無制限の員外利用を行っている組合はない（今回新たに許可するもの）ため、修正の必要性はないと認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去に、電気事業の無制限の員外利用を行っている組合はない（今回新たに許可するもの）ため、修正の必要性はないと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
---

<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です。 ② 上記のとおり実施予定組合数は1であるところ、本年度の税制改正要望の結果を受けて、来年度に生協となる予定です。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る将来の適用数（令和5年度及び6年度）が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、電気事業に係る将来の適用数について、算定根拠（数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに把握されていない。 ③ 過去の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①～③ 過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的かつ税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。 ③ 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です。そのため、1生協の実績を踏まえ、税目毎の減収額を予測すると、別添のとおりとなります。 ②・③ 影響は1生協のみであるため、将来の想定額は毎年20.5万円の減収と予測しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的かつ税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>



別添

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、電気事業に係る将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。
【厚生労働省の補足説明】
① 過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）生協のほかに電気事業等を行う他の事業者がない場合、当該地域において継続的に電気の安定供給を担うことが可能となる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）生協は、時代の変化に伴い、組合員に対する事業提供のみならず、広く地域社会に貢献する役割を求められており、生協のほかに事業者がいない地域においては、当該地域への物品供給を担うことが期待される。これを実現するためには、生協本来の相互扶助組織という理念に反しない限りで、員外利用を無制限に拡充する必要があり、他の手段によっては代替できない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検結果(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## i 法人税への影響想定

<生協が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned} 800 \text{ 万円} & \times 15\% = 120 \text{ 万円} \\ (1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 19\% & = 57 \text{ 万円} \\ 120 \text{ 万円} + 57 \text{ 万円} & = 177 \text{ 万円} \end{aligned}$$

<仮に普通法人が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned} 800 \text{ 万円} & \times 15\% = 120 \text{ 万円} \\ (1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.20\% & = 69.6 \text{ 万円} \\ 120 \text{ 万円} + 69.6 \text{ 万円} & = 189.6 \text{ 万円} \end{aligned}$$

<法人税影響額>

生協が電気の供給を実施した場合、普通法人の場合と比べて、12.6万円税額が減少する。

## ii 法人事業税への影響想定

<生協が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned} 400 \text{ 万円} \times 3.5\% & = 14 \text{ 万円} \\ (1,100 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円}) \times 4.9\% & = 34.3 \text{ 万円} \\ 14 \text{ 万円} + 34.3 \text{ 万円} & = 48.3 \text{ 万円} \end{aligned}$$

<仮に普通法人が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned} 400 \text{ 万円} \times 3.5\% & = 14 \text{ 万円} \\ 400 \text{ 万円} \times 5.3\% & = 21.2 \text{ 万円} \\ (1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 7.0\% & = 21 \text{ 万円} \\ 14 \text{ 万円} + 21.2 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円} & = 56.2 \text{ 万円} \end{aligned}$$

<法人事業税影響額>

生協が電気の供給を実施した場合、普通法人の場合と比べて、7.9万円税額が減少する。

## iii 法人住民税への影響想定

改正による影響なし

## iv 令和6年度の影響額

$$12.6 \text{ 万円} + 7.9 \text{ 万円} = 20.5 \text{ 万円の減収となる。}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
2	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税9) 法人事業税:義(自動連動)(地方税8) 法人住民税:義(自動連動)(地方税8)
	②: 上記以外の税目	事業所税:外 固定資産税:外 都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下、「生協法」という。)において員外利用とは、消費生活協同組合(以下、「生協」という。)が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列举し定めているところ。 現状、生協法第12条第3項第4号及び同法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第7条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業(酒類・たばこ・ガス・水道水)を規定している。 《要望の内容》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。 《関係条項》 租税特別措置法第42条の3の2、第68条 地方税法第72条の24の7
	担当部局	社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設 平成23年度改正 拡充 平成27年度改正 延長 平成29年度改正 延長 令和元年度改正 延長 令和3年度改正 延長 令和5年度改正 延長
8	適用又は延長期間	令和7年3月31日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。 近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を行うこと 施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 員外利用の見直し及び拡充を行うことで、生協が地域共生社会の一員として地域の実情や課題に対応した事業を行うこと。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定している。 零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であるため、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。
10	有効性等	①: 適用数	1

	②: 適用額	—
	③: 減収額	▲0.21(百万円)
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>生協は、長年にわたり、高齢者や子育て世代などの居場所づくりや健康づくり、生活困窮者に対する生活相談、さらには災害対応など、多種多様な取組を展開しており、地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを進める上で重要な担い手となっている。</p> <p>本税制措置により、一部の生協については着実に経営基盤の安定化が図られているものの、零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>生協のほかに電気事業等を行う他の事業者がない場合、当該地域において継続的に電気の安定供給を担うことが可能となる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生協は、時代の変化に伴い、組合員に対する事業提供のみならず、広く地域社会に貢献する役割を求められており、生協のほかに事業者がない地域においては、当該地域への物品供給を担うことが期待される。これを実現するためには、生協本来の相互扶助組織という理念に反しない限りで、員外利用を無制限に拡充する必要があり、他の手段によっては代替できない。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生協による地域の実情に合わせた事業の実施が可能となり、地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進につながる。</p>
12	有識者の見解	—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和3年度まで）について、「医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和4年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和4年度）の算定の基礎となる適用額について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	--

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 別添資料を提出します
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度）の算定の基礎となる適用額について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）について、「平成28年～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「減収減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き要望しているもの。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する将来の効果（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「平成28年～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【厚生労働省の補足説明】 ① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

<適用見込み数(推計)>

(単位:千円)

		黒字率						施設数								適用見込み数(黒字施設数)						合計
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	3,263	166	29,168	40,888	9,549	53,337	136,371
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	2,914	100	23,065	36,838	10,225	49,326	122,467
令和4年	2022	49.1%	76.8%	47.9%	91.0%	64.9%	95.2%	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	2,780	88	21,968	35,994	10,427	48,521	119,779
令和5年	2023	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%	63.7%	94.9%	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	2,642	75	20,279	35,184	10,519	47,722	116,420
令和6年	2024	44.5%	79.9%	39.1%	89.2%	62.5%	94.4%	4,704	67	924	8	47,397	38,557	16,963	49,651	2,505	60	18,520	34,382	10,601	46,870	112,939
令和7年	2025	42.3%	81.4%	34.7%	88.3%	61.3%	94.2%	4,684	49	925	6	48,174	38,059	17,406	48,993	2,370	45	16,693	33,590	10,672	46,128	109,498
令和8年	2026	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%	60.1%	93.5%	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	2,235	30	14,797	32,806	10,733	45,169	105,770
令和9年	2027	37.7%	84.5%	25.8%	86.4%	58.9%	93.6%	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	2,101	14	12,833	32,032	10,783	44,625	102,387
令和10年	2028	35.4%	86.0%	21.4%	85.5%	57.8%	92.8%	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	1,967	1	10,799	31,267	10,822	43,639	98,496

【出典】

- ・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<減収額(推計)>

(単位:千円)

		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成28年	2016	1,273,355	551,381	1,824,736	58,574	25,364	83,938
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,058,933	627,659	1,686,593	48,711	28,872	77,583
令和5年	2023	1,019,027	650,882	1,669,910	46,875	29,941	76,816
令和6年	2024	979,121	674,105	1,653,227	45,040	31,009	76,048
令和7年	2025	939,215	697,328	1,636,544	43,204	32,077	75,281
令和8年	2026	899,309	720,551	1,619,861	41,368	33,145	74,514
令和9年	2027	859,403	743,774	1,603,178	39,533	34,214	73,746
令和10年	2028	819,497	766,997	1,586,495	37,697	35,282	72,979

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<医療機関数(事前評価書用)>

		施設数								全施設数
		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	180,386
令和4年	2022	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	180,010
令和5年	2023	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	180,249
令和6年	2024	4,704	67	924	8	47,397	38,557	16,963	49,651	180,489
令和7年	2025	4,684	49	925	6	48,174	38,059	17,406	48,993	180,729
令和8年	2026	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	180,969
令和9年	2027	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	181,209
令和10年	2028	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	181,449

【出典】

- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,740,850	2,147,553	144,370
社会保険診療報酬(年間)②	1,639,192	1,992,382	122,692	76,733
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.2%	92.6%	84.9%	91.7%
医療費用(年間)④	1,798,900	2,023,779	143,178	60,664
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,694,470	1,878,067	121,558	55,647
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-95,278	114,295	1,034	21,085
開設者別施設数⑦	5,827	78	50,504	38,563
黒字率⑧:注1	35.4%	88.0%	21.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	1,994	65	10,799	31,267
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-110,199,961	7,241,748	11,161,313	568,598,454
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	362,087	735,588	28,429,623

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	126,981
社会保険診療報酬(年間)②	91,115	74,511
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	133.3%
医療費用(年間)④	118,414	37,678
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	84,967	50,215
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,148	24,299
開設者別施設数⑦	16,736	47,018
黒字率⑧:注1	57.6%	63.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,822	43,794
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	66,531,825	937,032,087
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,384,780	46,851,804

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	80,763,881
要項の措置の適用対象見込み	98,741

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,737,166	2,016,636	146,838
社会保険診療報酬(年間)②	1,635,179	1,898,917	124,704	76,557
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.7%	84.9%	91.2%
医療費用(年間)④	1,798,621	1,900,913	144,791	60,589
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,681,210	1,762,147	122,828	55,257
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-46,032	107,770	1,776	21,300
開設者別施設数⑦	5,827	78	49,727	37,092
黒字率⑧:注1	37.7%	84.5%	25.8%	68.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,122	64	12,833	32,032
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-97,658,401	6,895,272	22,794,273	568,380,204
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	334,764	1,502,257	28,469,010

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	124,137
社会保険診療報酬(年間)②	89,403	58,680
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.0%	103.5%
医療費用(年間)④	115,889	37,060
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	83,919	38,357
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,084	18,323
開設者別施設数⑦	18,293	47,677
黒字率⑧:注1	58.9%	63.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,783	44,571
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	65,604,685	687,431,695
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,323,675	34,371,585

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,001,291
要項の措置の適用対象見込み	102,403

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,733,861	1,895,717	149,306
社会保険診療報酬(年間)②	1,631,185	1,747,471	126,816	76,382
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.7%	84.9%	90.7%
医療費用(年間)④	1,774,442	1,778,047	146,404	60,494
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,689,750	1,649,250	124,297	54,869
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-38,585	99,221	2,519	21,513
開設者別施設数⑦	5,827	78	48,951	37,580
黒字率⑧:注1	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,290	63	14,797	32,906
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-98,796,710	6,037,168	37,274,830	610,630,653
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	301,858	2,456,585	30,531,533

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	121,292
社会保険診療報酬(年間)②	87,690	48,128
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.3%	89.8%
医療費用(年間)④	112,964	36,441
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	81,869	32,708
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,021	16,418
開設者別施設数⑦	17,849	48,335
黒字率⑧:注1	60.1%	93.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,733	46,382
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	64,623,703	597,701,799
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,259,025	28,385,090

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	65,934,081
要項の措置の適用対象見込み	108,000

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,730,167	1,754,799	151,773
社会保険診療報酬(年間)②	1,627,152	1,825,025	128,929	76,200
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.6%	84.9%	90.2%
医療費用(年間)④	1,762,263	1,855,162	148,017	60,399
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,696,527	1,532,698	125,067	54,480
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-29,375	92,327	3,282	21,726
開設者別施設数⑦	5,827	78	48,174	38,009
黒字率⑧:注1	42.3%	81.4%	34.7%	88.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,377	62	16,893	33,690
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-89,839,082	5,500,811	54,449,277	632,351,436
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	275,041	3,586,480	31,617,572

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	118,448
社会保険診療報酬(年間)②	85,978	43,573
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.6%	83.0%
医療費用(年間)④	110,239	35,823
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	80,019	29,746
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,959	13,828
開設者別施設数⑦	17,406	48,993
黒字率⑧:注1	61.3%	94.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,672	46,138
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	63,591,170	504,117,738
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,190,976	25,205,887

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	64,877,955
要項の措置の適用対象見込み	109,531

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出



【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,726,713	1,623,881	164,241
社会保険診療報酬(年間)②	1,623,139	1,502,580	131,041	76,030
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.0%	85.0%	89.7%
医療費用(年間)④	1,750,084	1,532,318	149,830	60,304
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,645,079	1,417,382	127,186	54,063
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-21,840	85,188	3,855	21,937
開設者別施設数⑦	5,827	78	47,897	38,557
黒字率⑧:注1	44.5%	79.9%	39.1%	89.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,505	60	18,820	34,382
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-54,870,557	4,985,702	71,393,840	854,546,128
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	248,285	4,705,218	32,727,306

R5時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	115,803	51,329
社会保険診療報酬(年間)②	84,288	41,918
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.9%	81.7%
医療費用(年間)④	107,514	35,205
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	78,389	28,749
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,897	13,169
開設者別施設数⑦	16,983	49,851
黒字率⑧:注1	62.5%	94.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,601	46,928
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	62,506,291	481,833,910
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,119,675	24,091,898

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	85,892,178
要項の措置の適用対象見込み	112,896

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,723,229	1,492,862	156,709
社会保険診療報酬(年間)②	1,619,126	1,380,134	133,153	75,855
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.4%	85.0%	88.2%
医療費用(年間)④	1,737,905	1,409,450	151,243	60,209
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,633,631	1,302,332	128,557	53,707
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-14,505	77,802	4,596	22,148
開設者別施設数⑦	5,846	95	46,820	38,008
黒字率⑧:注1	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,842	75	20,279	35,184
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-38,323,282	5,589,056	93,202,016	677,218,263
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	278,453	6,142,479	33,860,913

R5時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,723	85
精神病院	922	10

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	112,799	50,184
社会保険診療報酬(年間)②	82,954	40,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	81.0%
医療費用(年間)④	104,789	34,888
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	76,719	28,005
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,835	12,830
開設者別施設数⑦	16,520	50,310
黒字率⑧:注1	63.7%	94.9%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,519	47,722
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	61,380,288	484,331,275
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,045,288	23,218,564

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	67,544,678
要項の措置の適用対象見込み	116,420

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,719,744	1,362,044	169,177	85,532
社会保険診療報酬(年間)②	1,615,113	1,257,689	135,285	75,679
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.9%	92.9%	86.0%	88.7%
医療費用(年間)④	1,725,728	1,298,584	162,856	80,114
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,620,457	1,187,517	129,928	53,321
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-5,344	70,171	5,337	22,358
開設者別施設数⑦	5,864	115	45,844	39,554
黒字率⑧:注1	48.1%	78.8%	47.9%	91.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,780	88	21,988	35,994
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-14,854,220	5,938,835	117,249,888	700,371,317
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	298,942	7,727,354	35,018,508

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,743	103
精神病院	921	12

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	108,914	49,039
社会保険診療報酬(年間)②	80,841	39,857
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.5%	81.3%
医療費用(年間)④	102,064	33,988
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	75,087	27,608
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,774	12,250
開設者別施設数⑦	16,076	50,988
黒字率⑧:注1	64.9%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,427	48,521
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	60,206,378	453,850,728
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,987,901	22,863,038

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	89,693,798
要項の措置の適用対象見込み	118,779

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告(厚生労働省)・「医療施設動向調査(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

		医療収入						社会保険診療報酬						医療費用						黒字率						施設数						全施設数		
		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所			歯科診療所	
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人		医療法人	個人
平成28年	2016	1,719,925	703,625	169,067	89,329	92,037	40,686	1,603,597	625,112	145,192	78,599	66,127	35,818	1,684,563	672,459	158,624	60,456	86,572	29,807	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	1,672,973	601,400	174,387	83,463	95,572	44,157	1,573,513	559,167	147,096	70,167	75,114	37,155	1,633,285	579,013	163,892	58,257	87,033	31,786	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	1,690,595	597,228	174,145	84,033	97,834	44,758	1,590,399	556,412	146,049	70,634	76,518	37,315	1,649,155	567,194	163,737	58,983	88,940	32,062	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105	104,315	47,216	1,628,759	1,097,086	143,690	81,227	77,633	39,343	1,709,463	1,105,264	156,118	61,542	97,393	33,187	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	1,711,453	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,013	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,014	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	1,711,594	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,117	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,117	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	180,386
令和4年	2022	1,719,744	1,362,044	159,177	85,332	109,914	49,039	1,615,113	1,257,688	135,265	75,679	80,841	39,857	1,725,726	1,286,584	152,856	60,114	102,064	33,968	49.1%	76.8%	47.9%	91.0%	64.8%	95.2%	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	180,010
令和5年	2023	1,723,229	1,492,862	156,709	85,049	112,759	50,184	1,619,126	1,380,134	133,153	75,855	82,554	40,634	1,737,905	1,409,450	151,243	60,209	104,789	34,588	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%	63.7%	94.9%	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	180,249
令和6年	2024	1,726,713	1,623,831	154,241	84,766	115,003	51,329	1,623,139	1,502,580	131,041	78,030	84,266	41,916	1,750,084	1,532,316	149,830	60,304	107,514	39,205	44.5%	79.9%	39.1%	89.2%	62.5%	94.5%	4,704	67	924	8	47,397	39,557	16,963	49,651	180,489
令和7年	2025	1,730,157	1,754,799	151,773	84,482	118,448	52,474	1,627,152	1,625,025	128,929	76,208	85,976	43,573	1,762,283	1,655,182	148,017	60,399	110,239	39,823	42.9%	81.4%	34.7%	88.3%	61.3%	94.2%	4,684	49	925	6	48,174	39,059	17,408	48,993	180,729
令和8年	2026	1,733,681	1,885,717	149,306	84,199	121,292	53,619	1,631,165	1,747,471	126,816	76,382	87,690	48,126	1,774,442	1,778,047	146,404	60,494	112,964	36,441	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%	60.1%	93.8%	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	180,969
令和9年	2027	1,737,166	2,016,635	146,838	83,916	124,137	54,764	1,635,179	1,869,917	124,704	76,557	89,403	56,680	1,786,621	1,900,913	144,791	60,589	115,689	37,060	37.7%	84.5%	25.8%	86.4%	58.9%	93.5%	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	181,209
令和10年	2028	1,740,650	2,147,553	144,370	83,633	126,981	55,908	1,639,192	1,992,362	122,592	76,733	91,115	74,511	1,798,800	2,023,779	143,178	60,684	118,414	37,678	35.4%	86.0%	21.4%	85.5%	57.8%	93.1%	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	181,449

単位：千円

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,711,594	1,163,493	161,170
社会保険診療報酬(年間)②	1,605,117	1,068,468	136,980	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	88.1%
医療費用(年間)④	1,711,117	1,107,898	154,420	59,727
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,605,028	1,018,865	131,257	52,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	90	51,833	5,703	22,262
開設者別施設数⑦	5,881	137	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,914	100	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	261,271	4,853,785	129,116,850	713,342,906
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	17,219	242,688	8,509,433	35,867,140

R3.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,763	123
精神病院	918	14

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	104,997
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	38,622
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,810	32,489
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,835	51,850
黒字率⑧:注1	65.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,225	49,328
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,284,713	438,350,312
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,643,539	21,818,018

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	69,898,035
要項の措置の適用対象見込み	122,048

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和3年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一排益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,711,453	1,163,493	161,170
社会保険診療報酬(年間)②	1,605,013	1,068,468	136,980	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	88.1%
医療費用(年間)④	1,711,014	1,107,898	154,420	59,727
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,604,931	1,018,865	131,257	52,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	82	51,833	5,703	22,282
開設者別施設数⑦	5,887	156	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,917	113	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	236,204	5,528,915	129,116,850	713,342,906
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	15,889	278,348	8,509,433	35,867,140

R2.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,765	140
精神病院	922	16

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	104,997
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	38,622
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,810	32,489
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,181	52,103
黒字率⑧:注1	65.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,815	49,758
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	53,808,889	440,187,442
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,533,079	22,009,372

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,011,069
要項の措置の適用対象見込み	122,168

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和2年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一排益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105
社会保険診療報酬(年間)②	1,628,759	1,097,088	143,890	81,227
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.7%	91.9%	86.1%	89.2%
医療費用(年間)④	1,709,463	1,105,284	156,118	61,542
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,601,767	1,015,738	134,418	54,895
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	28,992	81,348	9,272	26,332
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,693	41,073
黒字率⑧:注1	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,032	128	29,382	39,430
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	81,850,182	9,923,584	272,438,767	923,807,339
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	5,380,318	498,178	17,946,088	46,185,587

R元.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,805	157
精神病院	915	17

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,315	47,218
社会保険診療報酬(年間)②	77,633	39,343
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.4%	83.3%
医療費用(年間)④	97,393	33,187
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	72,482	27,653
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,151	11,690
開設者別施設数⑦	14,782	53,133
黒字率⑧:注1	73.2%	97.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,808	51,539
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,685,876	453,014,898
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,686,809	22,650,735

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	98,345,494
要項の措置の適用対象見込み	134,315

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和元年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一排益率の分布を基に施設毎黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,595	597,228	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,399	556,412	148,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	93.2%	85.0%	84.1%
医療費用(年間)④	1,648,155	567,194	163,737	58,983
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	528,825	137,375	49,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	27,787	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,784	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,762	157	30,361	39,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,631,334	3,909,265	263,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	6,527,185	195,464	17,348,676	35,914,558

H30.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,758
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,082
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	69,982	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,536	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,882
黒字率⑧:注1	67.4%	96.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,880	396,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	10,842,768

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	87,251,353
要項の措置の適用対象見込み	135,180

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一排益率の分布を基に施設毎黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,672,973	601,400	174,297	83,463
社会保険診療報酬(年間)②	1,573,513	559,167	147,096	70,167
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	93.0%	84.3%	84.1%
医療費用(年間)④	1,633,285	579,013	163,892	59,257
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,538,921	538,482	137,892	49,894
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,592	20,885	9,104	21,173
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	64.8%	57.1%	68.9%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,736	120	28,846	39,861
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	136,721,240	2,132,577	282,801,676	728,743,412
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,006,102	106,629	17,298,096	36,437,171

H28.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	95,572	44,157
社会保険診療報酬(年間)②	75,114	37,155
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.6%	84.1%
医療費用(年間)④	87,033	31,788
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	86,403	28,748
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	8,711	10,409
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,583
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	86,273,471	394,713,654
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,372,153	19,735,693

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,955,834
要項の措置の適用対象見込み	135,036

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」排他率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,719,925	703,825	199,067	88,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,597	628,112	145,192	78,589
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.8%	85.9%	88.0%
医療費用(年間)④	1,694,563	672,459	166,624	60,458
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,013	597,144	138,258	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,584	27,968	8,934	25,388
開設者別施設数⑦	5,754	240	41,140	42,770
黒字率⑧:注1	56.7%	69.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,263	166	29,168	40,888
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,568,150	4,151,291	260,588,786	918,889,476
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,217,473	207,593	17,185,503	45,994,474

H28.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,840	217
精神病院	914	23

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,886
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,380
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,393	54,930
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,549	53,337
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	37,495,049	403,105,324
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,469,874	20,155,286

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	83,210,155
要項の措置の適用対象見込み	136,371

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」排他率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,716,738	722,348	168,787	89,234
社会保険診療報酬(年間)②	1,589,796	642,588	144,731	78,879
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.0%	86.0%	88.2%
医療費用(年間)④	1,672,438	678,042	157,855	80,477
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,559,712	603,458	135,011	53,341
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	41,054	39,141	9,720	25,538
開設者別施設数⑦	5,737	289	40,220	43,324
黒字率⑧:注1	82.4%	85.0%	71.8%	84.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,899	174	28,878	40,898
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	149,989,883	6,314,217	280,705,811	817,877,789
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,681,187	315,711	18,490,840	45,883,689

H27.10.1調査

	医療法人	個人
一般病院	4,823	242
精神病院	914	24

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	88,248	40,914
社会保険診療報酬(年間)②	84,847	35,983
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.7%	87.9%
医療費用(年間)④	84,985	29,089
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	81,751	25,598
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,096	10,417
開設者別施設数⑦	12,880	55,244
黒字率⑧:注1	82.4%	86.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,037	53,285
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	24,883,595	400,342,233
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,639,132	20,017,112

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,027,871
要綱の措置の適用対象見込み	134,822

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)、「平成27年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」黒字率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 13)
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成 28～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数 令和 10 年度 98,496 件/年 令和 9 年度 102,387 件/年 令和 8 年度 105,770 件/年 令和 7 年度 109,498 件/年 令和 6 年度 112,939 件/年 令和 5 年度 116,420 件/年 令和 4 年度 119,779 件/年 令和 3 年度 122,467 件/年 令和 2 年度 122,188 件/年 令和 元年度 134,315 件/年 平成 30 年度 135,189 件/年 平成 29 年度 135,036 件/年 平成 28 年度 136,371 件/年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和 4～10 年度は平成 28～令和 3 年度の回帰直線による推計
		②: 適用額 令和 10 年度 課税標準額 1,586,495 百万円 (個人事業税 819,497 百万円) (法人事業税 766,997 百万円) 令和 9 年度 課税標準額 1,603,178 百万円 (個人事業税 859,403 百万円) (法人事業税 743,774 百万円) 令和 8 年度 課税標準額 1,619,861 百万円 (個人事業税 899,309 百万円) (法人事業税 720,551 百万円) 令和 7 年度 課税標準額 1,636,544 百万円 (個人事業税 939,215 百万円) (法人事業税 697,328 百万円) 令和 6 年度 課税標準額 1,653,227 百万円 (個人事業税 979,121 百万円) (法人事業税 674,105 百万円) 令和 5 年度 課税標準額 1,669,910 百万円 (個人事業税 1,019,027 百万円) (法人事業税 650,882 百万円) 令和 4 年度 課税標準額 1,686,593 百万円 (個人事業税 1,058,933 百万円) (法人事業税 627,659 百万円) 令和 3 年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円) 令和 2 年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和 元年度 課税標準額 1,734,126 百万円



	(個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (令和元年度～3年度:第 211 国会提出、平成 30 年度:第 208 回国 会提出、平成 28～29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和4～10 年度は平成 28～令和3年度の回帰直線による推計
③: 減収額	※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 10 年度 1,586,495 百万円×4.6%=72,979 百万円 (個人事業税 819,497 百万円×4.6%=37,697 百万円) (法人事業税 766,997 百万円×4.6%=35,282 百万円) 令和9年度 1,603,178 百万円×4.6%=73,746 百万円 (個人事業税 859,403 百万円×4.6%=39,533 百万円) (法人事業税 743,774 百万円×4.6%=34,214 百万円) 令和8年度 1,619,861 百万円×4.6%=74,514 百万円 (個人事業税 899,309 百万円×4.6%=41,368 百万円) (法人事業税 720,551 百万円×4.6%=33,145 百万円) 令和 7 年度 1,636,544 百万円×4.6%=75,281 百万円 (個人事業税 939,215 百万円×4.6%=43,204 百万円) (法人事業税 697,328 百万円×4.6%=32,077 百万円) 令和6年度 1,653,227 百万円×4.6%=76,048 百万円 (個人事業税 979,121 百万円×4.6%=45,040 百万円) (法人事業税 674,105 百万円×4.6%=31,009 百万円) 令和5年度 1,669,910 百万円×4.6%=76,816 百万円 (個人事業税 1,019,027 百万円×4.6%=46,875 百万円) (法人事業税 650,882 百万円×4.6%=29,941 百万円) 令和4年度 1,686,593 百万円×4.6%=77,583 百万円 (個人事業税 1,058,933 百万円×4.6%=48,711 百万円) (法人事業税 627,659 百万円×4.6%=28,872 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円×4.6%=79,770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円×4.6%=24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円

	(個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円) 平成 28 年度 1,824,736 百万円×4.6%=83,938 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円×4.6%=58,574 百万円) (法人事業税 551,381 百万円×4.6%=25,364 百万円)																																				
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 28 年度以降、医療機関数は横ばいで推移 しており、地域における医療提供体制が維持されている。																																				
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> <td>179,416</td> <td>178,724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>180,386</td> <td>180,010</td> <td>180,249</td> <td>180,489</td> <td>180,729</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>180,969</td> <td>181,209</td> <td>181,449</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和4～10 年度は平成 28 年～令和3年の回帰直線による推計		28	29	30	1	2	医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724		3	4	5	6	7	医療機関数	180,386	180,010	180,249	180,489	180,729		8	9	10			医療機関数	180,969	181,209	181,449		
	28	29	30	1	2																																
医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724																																
	3	4	5	6	7																																
医療機関数	180,386	180,010	180,249	180,489	180,729																																
	8	9	10																																		
医療機関数	180,969	181,209	181,449																																		
⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地 域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極 めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効で ある。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療機関数が維持されてお り、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものと なっている。																																				
11 相当性	①: 租税特別措 置等による べき妥当性 等 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子 高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準 など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安 など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公 共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助 金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能とな る本措置による下支えが必要である。																																				
	②: 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療 提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支 えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や 義務付け等は存在しない。																																				
	③: 地方公共団 体が協力す る相当性 -																																				
12 有識者の見解	-																																				
13 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 4 年 8 月(厚労 03)																																				

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和3年度まで）について、「税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和4年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和4年度）について、「平成28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
-------------------------	---

【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療法人数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）について、「平成28～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の下支え」により維持がなされている事から、引き続き要望していくもの。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療法人数の推移による）。以下同じ。）に対する将来の効果（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	11,311	5,484	
医療法人所得(百万円)②(注3)	431,825	182,280	693,897	878,177
社会保険診療報酬外所得割合③	17.7%	17.7%	17.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	76,451	32,263	122,820	155,083
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,676	1,581	6,018	7,599
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	923	545	2,076	2,822
影響額合計(百万円)⑨	3,599	2,126	8,094	10,221

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	11,311	5,484	
医療法人所得(百万円)②(注3)	431,825	182,280	693,897	878,177
社会保険診療報酬外所得割合③	17.7%	17.7%	17.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	76,451	32,263	122,820	155,083
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,676	1,710	8,597	10,307
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	990	633	3,181	3,814
影響額合計(百万円)⑨	3,666	2,343	11,778	14,121

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円＝971百万円  
 地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円＝431百万円

合計

3,900百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.7%≒2,800万円、800万÷17.7%≒5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,789	5,145	
医療法人所得(百万円)②(注3)	419,686	178,512	666,378	844,890
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	73,865	31,418	117,262	148,701
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,585	1,530	5,747	7,288
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	892	531	1,983	2,514
影響額合計(百万円)⑨	3,477	2,071	7,730	9,800

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,789	5,145	
医療法人所得(百万円)②(注3)	419,686	178,512	666,378	844,890
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	73,865	31,418	117,262	148,701
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,585	1,665	8,210	9,875
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	957	616	3,038	3,854
影響額合計(百万円)⑨	3,542	2,281	11,247	13,529

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,729百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,800万円、800万÷17.6%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,267	4,805	
医療法人所得(百万円)②(注3)	407,447	174,745	638,858	813,603
社会保険診療報酬外所得割合③	17.5%	17.5%	17.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,303	30,580	111,800	142,381
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,496	1,498	5,478	6,977
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	861	517	1,890	2,407
影響額合計(百万円)⑨	3,357	2,015	7,368	9,384

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,267	4,805	
医療法人所得(百万円)②(注3)	407,447	174,745	638,858	813,603
社会保険診療報酬外所得割合③	17.5%	17.5%	17.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,303	30,580	111,800	142,381
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,496	1,621	7,826	9,447
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	923	600	2,896	3,495
影響額合計(百万円)⑨	3,419	2,220	10,722	12,942

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,558百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.5%≒2,800万円、800万÷17.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,990	9,875	4,597	
医療法人所得(百万円)②(注3)	398,482	167,705	604,793	772,498
社会保険診療報酬外所得割合③	17.4%	17.4%	17.4%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	69,336	29,181	105,234	134,415
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,427	1,430	5,156	6,588
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	837	493	1,779	2,272
影響額合計(百万円)⑨	3,264	1,923	6,935	8,859

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,990	9,875	4,597	
医療法人所得(百万円)②(注3)	398,482	167,705	604,793	772,498
社会保険診療報酬外所得割合③	17.4%	17.4%	17.4%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	69,336	29,181	105,234	134,415
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,427	1,547	7,366	8,913
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	898	572	2,726	3,298
影響額合計(百万円)⑨	3,325	2,119	10,092	12,211

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	3,352百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.4%≒2,800万円、800万÷17.4%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,121	9,484	4,399	
医療法人所得(百万円)②(注3)	389,516	160,664	570,728	731,393
社会保険診療報酬外所得割合③	17.2%	17.2%	17.2%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,997	27,634	98,165	125,800
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,345	1,354	4,810	6,164
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	809	467	1,659	2,127
影響額合計(百万円)⑨	3,154	1,821	6,470	8,291

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,121	9,484	4,399	
医療法人所得(百万円)②(注3)	389,516	160,664	570,728	731,393
社会保険診療報酬外所得割合③	17.2%	17.2%	17.2%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,997	27,634	98,165	125,800
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,345	1,465	6,872	8,336
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	868	542	2,542	3,094
影響額合計(百万円)⑨	3,212	2,007	9,414	11,421

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	3,130百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.2%≒2,800万円、800万÷17.2%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,252	9,092	4,180	
医療法人所得(百万円)②(注3)	380,550	153,624	536,663	690,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.1%	17.1%	17.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	65,074	26,270	91,769	118,039
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,278	1,287	4,497	5,784
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	788	444	1,551	1,995
影響額合計(百万円)⑨	3,063	1,731	6,048	7,779

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,252	9,092	4,180	
医療法人所得(百万円)②(注3)	380,550	153,624	536,663	690,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.1%	17.1%	17.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	65,074	26,270	91,769	118,039
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,278	1,392	6,424	7,816
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	843	515	2,377	2,992
影響額合計(百万円)⑨	3,120	1,907	8,801	10,708

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	2,929百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.1%≒2,800万円、800万÷17.1%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,382	8,701	3,972	
医療法人所得(百万円)②(注3)	371,584	146,584	502,598	649,182
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,169	24,919	85,442	110,361
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,211	1,221	4,187	5,408
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	421	1,444	1,866
影響額合計(百万円)⑨	2,974	1,842	5,631	7,273

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,382	8,701	3,972	
医療法人所得(百万円)②(注3)	371,584	146,584	502,598	649,182
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,169	24,919	85,442	110,361
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,211	1,321	5,981	7,302
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	818	489	2,213	2,702
影響額合計(百万円)⑨	3,029	1,809	8,194	10,003

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	2,730百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,800万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分	100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
		H27	2015	3,139	2,284	2,184	3,873	6,919	7,216	6,230	2,391	1,163	567	125
H28	2016	2,248	1,794	1,677	2,970	5,429	5,539	4,687	1,711	771	432	96	23	27,377
H29	2017	2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018	2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019	2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020	1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021	1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022	1,585	1,433	1,256	2,251	4,728	5,483	5,675	2,116	1,041	599	154	61	26,382
R5	2023	1,436	1,356	1,177	2,116	4,587	5,505	5,894	2,218	1,093	635	166	69	26,252
R6	2024	1,286	1,278	1,099	1,980	4,446	5,528	6,114	2,319	1,144	671	178	76	26,121
R7	2025	1,137	1,201	1,020	1,845	4,305	5,551	6,334	2,420	1,196	707	190	84	25,990
R8	2026	988	1,123	941	1,710	4,165	5,574	6,554	2,521	1,247	744	202	91	25,859
R9	2027	839	1,046	862	1,574	4,024	5,596	6,773	2,623	1,299	780	214	99	25,728
R10	2028	690	968	784	1,439	3,883	5,619	6,993	2,724	1,350	816	226	106	25,597

H28～R3の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4～R10の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		計算見込額	報告書の適用税額
H28	2016	1,770	2,523
H29	2017	1,808	2,125
H30	2018	1,832	2,057
R1	2019	1,778	2,490
R2	2020	1,964	2,612
R3	2021	3,085	3,678
R4	2022	2,730	3,303
R5	2023	2,929	3,512
R6	2023	3,130	3,722
R7	2023	3,352	3,954
R8	2023	3,558	4,170
R9	2023	3,729	4,349
R10	2023	3,900	4,527

H28～R3の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)(H28～29は201回、H30は208回、R1～3は211回提出分)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4からR10の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数
H28	2016	60,287
H29	2017	61,564
H30	2018	62,913
R1	2019	64,075
R2	2020	65,067
R3	2021	66,364
R4	2022	67,584
R5	2023	68,786
R6	2024	69,987
R7	2025	71,189
R8	2026	72,390
R9	2027	73,592
R10	2028	74,794

H28～R3の医療施設動態調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4～R10の医療法人数を推計

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和3年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	28,827	9,910	4,488	
医療法人所得(百万円)②(注3)	418,977	186,417	567,875	734,282
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,226	28,291	96,539	124,830
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,493	1,388	4,730	6,117
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	478	1,632	2,110
影響額合計(百万円)⑨	3,353	1,865	6,362	8,227

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	28,827	9,910	4,488	
医療法人所得(百万円)②(注3)	418,977	186,417	567,875	734,282
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,226	28,291	96,539	124,830
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,493	1,499	6,758	8,257
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	922	555	2,500	3,055
影響額合計(百万円)⑨	3,415	2,054	9,258	11,312

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円＝971百万円	合計
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円＝431百万円	3,085百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第211回国会提出)による減収額	3,678百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,990	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,795	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	78,900
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	910	3,005	3,915
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	481	314	1,037	1,351
影響額合計(百万円)⑨	1,799	1,224	4,042	5,266

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,990	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,795	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	78,900
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	984	4,293	5,277
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	495	364	1,588	1,953
影響額合計(百万円)⑨	1,832	1,348	5,882	7,230

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円－2,899百万円＝997百万円	合計
地方法人特別税 : 1,442百万円－1,000百万円＝442百万円	1,944百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回国会提出)による減収額	2,719百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)



医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,650
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	844	2,518	3,362
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	364	1,088	1,452
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,208	3,606	4,814

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,650
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	935	3,668	4,603
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	404	1,585	1,989
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,339	5,252	6,592

○増収見込額		合計
法人事業税	: 3,965百万円 - 2,884百万円 = 1,081百万円	1,778百万円
地方法人特別税	: 1,713百万円 - 1,246百万円 = 467百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査)による減収額		2,506百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷15.9%≒2,500万円、800万÷15.9%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	847	2,600	3,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	366	1,123	1,489
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,212	3,723	4,936

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	939	3,787	4,726
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	405	1,636	2,042
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,344	5,423	6,767

○増収見込額		合計
法人事業税	: 4,379百万円 - 3,228百万円 = 1,151百万円	1,832百万円
地方法人特別税	: 1,892百万円 - 1,395百万円 = 497百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回調査)による減収額		2,057百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,904	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,628	114,250	346,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	846	2,564	3,410
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	368	1,108	1,473
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,212	3,671	4,883

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,904	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,628	114,250	346,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	938	3,734	4,672
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	405	1,613	2,018
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,343	5,347	6,691

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,808百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,125百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.1%≒2,500万円、800万÷16.1%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,839	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	367,496	76,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	579	2,569	3,148
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	250	1,110	1,380
影響額合計(百万円)⑨	2,952	829	3,679	4,509

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,839	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	367,496	76,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	642	3,742	4,384
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	277	1,617	1,894
影響額合計(百万円)⑨	2,952	919	5,359	6,278

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,770百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,523百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.8%	5,553
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	50,504
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	18,736
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.7%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,572
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	49,727
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.0%	18,293
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,590
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	48,951
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.7%	17,849
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.5%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.4%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,609
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	48,174
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.4%	17,406
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.4%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.2%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,627
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	47,397
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.1%	16,963
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.2%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,646
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	46,620
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	16,520
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.1%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.1%	5,664
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,844
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.5%	16,076
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,681
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,048
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,835
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

施設数について：「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,687
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	44,219
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,161
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**15.9%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	13.9%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.6%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	15.9%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)  
 「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.7%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.4%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.1%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)  
 「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)



## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,754
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.1%	41,140
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.3%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.2%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.3%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.3%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第 72 条の 24 の 7</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成 28 年～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策目的の根拠

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
		<p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		<p>事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域における医療提供体制が維持される。</p>
10 有効性等	①: 適用数	<p>令和 10 年度 11,311 件/年</p> <p>令和9年度 10,789 件/年</p> <p>令和8年度 10,267 件/年</p> <p>令和7年度 9,875 件/年</p> <p>令和6年度 9,484 件/年</p> <p>令和5年度 9,092 件/年</p> <p>令和4年度 8,701 件/年</p> <p>令和3年度 9,910 件/年</p> <p>令和2年度 6,438 件/年</p> <p>令和元年度 7,020 件/年</p> <p>平成 30 年度 6,773 件/年</p> <p>平成 29 年度 6,904 件/年</p> <p>平成 28 年度 6,939 件/年</p> <p>※税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。</p> <p>※令和4～10 年度については平成 28～令和3年度の回帰直線による推計。</p>
	②: 適用額	③減収額参照
	③: 減収額	<p>地方税法に基づく適用実態調査結果</p> <p>令和 10 年度 税額 4,527 百万円</p> <p>令和9年度 税額 4,349 百万円</p> <p>令和8年度 税額 4,170 百万円</p> <p>令和7年度 税額 3,954 百万円</p> <p>令和6年度 税額 3,722 百万円</p> <p>令和5年度 税額 3,512 百万円</p> <p>令和4年度 税額 3,303 百万円</p> <p>令和3年度 税額 3,678 百万円</p> <p>令和2年度 税額 2,612 百万円</p> <p>令和元年度 税額 2,490 百万円</p> <p>平成 30 年度 税額 2,057 百万円</p> <p>平成 29 年度 税額 2,125 百万円</p> <p>平成 28 年度 税額 2,523 百万円</p>

		<p>※令和元～3年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。                  ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。                  ※平成 28～29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。                  ※令和4～10 年度は平成 28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計。</p>																																				
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  地域における医療提供体制が維持されている。                  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置の適用により、平成 28 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> <td>64,075</td> <td>65,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>66,364</td> <td>67,584</td> <td>68,786</td> <td>69,987</td> <td>71,189</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>72,390</td> <td>73,592</td> <td>74,794</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28～令和3年 医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)                  令和4～10 年は平成 28～令和3年の回帰直線による推計。</p>		28	29	30	1	2	開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067		3	4	5	6	7	開設者が 医療法人の 医療機関	66,364	67,584	68,786	69,987	71,189		8	9	10			開設者が 医療法人の 医療機関	72,390	73,592	74,794		
	28	29	30	1	2																																	
開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067																																	
	3	4	5	6	7																																	
開設者が 医療法人の 医療機関	66,364	67,584	68,786	69,987	71,189																																	
	8	9	10																																			
開設者が 医療法人の 医療機関	72,390	73,592	74,794																																			
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																																				
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等                  医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担                  「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。                  なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>																																				

	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 4 年 8 月(厚労 04)

